

# 1 緑化推進重点地区の設定

## 【緑化推進重点地区とは】

緑化推進重点地区は、都市緑地法で「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」と規定され、市町村が設定することができます。緑の基本計画がめざすものをモデル的に具体化し、住民の身近な緑とオープンスペースを確保するとともに、他の地区での緑化意識の高まりなどの波及を目指して、設定するものです。

## (1) 地区設定の考え方

前計画では、市域で展開する多摩川、散歩道、街の緑と水の骨格を含む「田園・熊川地区（以下、「前計画の重点地区）」を緑化推進重点地区として設定しました。現在まで、崖線や熊川分水の保全と活用、公園の整備や利用促進など、モデルプランで示した施策を着実に推進し、前計画の目指した地区が形成されてきています。

本計画では、計画実現のモデルとなってきた従前の重点地区を継承し、緑と水の保全と活用、創出の模範としていくこととします。さらに、本計画で新たに位置づけられた重点プロジェクトを取組み、緑と水のまちづくりを市内全域に波及させていくことができる地域を、本計画より新たに加えます。

## (2) 対象範囲

本計画における緑化推進重点地区設定の考え方に基づき、対象範囲を設定します。重点プロジェクトを展開することができる、

- ①市民参加による取組みが既によく行われており、
- ②多摩川や熊川分水、崖線の樹林など生き物の暮らす場があり、
- ③農地が多く集積している

に該当する場所である前計画の重点地区と、睦橋通りより南側の地域を総称して「田園・熊川地区」とし、本計画の緑化推進重点地区の対象範囲とします。

■ 図 24 緑化推進重点地区の範囲

